

令和8年度

排水機場維持管理（地下タンク及び埋設配管点検・検査）業務委託
（西羽東師排水機場ほか5排水機場）

作業仕様書

令和8年5月

京都市建設局 土木管理部河川整備課

(総 則)

第1条 本作業仕様書は、排水機場維持管理（地下タンク及び埋設配管点検・検査）業務委託（以下「業務委託」という。）の履行に適用する。

(用語の定義)

第2条 本作業仕様書に使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

- 1 「発注者」とは、京都市及び京都市が定めた監督員をいう。
- 2 「受注者」とは、業務委託の履行に関し、発注者と契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。
- 3 「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は主任技術者に対する指示、承諾及び協議等の職務を行う者をいう。
- 4 「主任技術者」とは、契約の履行に関し業務委託の管理及び統括等を行う者で受注者が定めた者をいう。
- 5 「担当技術者」とは、主任技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。ただし、担当技術者は、主任技術者と兼務できるものとし、点検方法に関する知識及び技能を有するものでなければならない（財団法人全国危険物安全協会が実施している地下タンク等定期点検技術者講習修了者であること。）。

(準拠規程)

第3条 業務委託の履行にあたっては、以下の規程に準拠すること。

- (1) 消防法
- (2) その他関係規程
- 2 受注者は上記規程を遵守し、業務委託の安全かつ円滑な履行に努めなければならない。
- 3 上記規程が改定された場合には、最新のものを適用すること。

(疑 義)

第4条 業務委託に関し疑義を生じた場合はすみやかに監督員に報告し、対応を協議すること。

(提出書類)

第5条 受注者は契約後速やかに以下の書類を提出すること。

- (1) 履行前に提出する書類
 - ア 業務委託履行計画書
 - (ア) 機場ごとの業務委託履行日
 - (イ) 検査の方式とその方法を記したもの
 - (ウ) その他注意事項
 - イ 主任技術者、担当技術者通知書
 - ウ 経歴書(地下タンク等定期点検技術者講習の修了証の写しを添付すること)
 - エ その他監督員が指示するもの
- (2) 随時提出する書類
 - ア 打合せ記録簿
- (3) 履行後に提出する書類
 - ア 業務完了報告書
 - イ 検査結果報告書 各2部（正本、副本）
 - ウ 写真帳
 - エ 支払書類
 - オ その他監督員が指示するもの
- 2 業務委託の結果は報告書として業務場所ごとに2部提出すること。
- 3 業務委託の履行状況（履行前・中・後）が確認できる写真を撮影し、写真帳として1部提出すること。
- 4 上記の他に監督員が必要であると認めた書類。

(業務の履行)

第6条 受注者は、契約後に履行方法、履行時期等に関し監督員と打合せを行い、業務委託に着手すること。

- 2 業務委託の履行は、本仕様書及び監督員の指示事項によるが、記載のない事項は監督員に確認のうえ関係規程に従って履行すること。
- 3 受注者は業務履行後に現場の清掃を行い、残存物が無いことを確認し、危険であると思われる箇所については適切な処置を施すこと。

4 点検の結果、異常が認められた場合で、その場で補修を行うことができる場合は、監督員と協議のうえ受注者が補修を行うこと。

(保証)

第7条 業務委託完了後1年以内に受注者の業務履行による責に基づく不具合が生じた場合には、受注者は速やかに無償にて修理又は取替えを行うこと。ただし、天災等による事故、発注者の取扱上の不注意等による事故に関してはこの限りでない。

(業務委託概要)

第8条 業務委託は業務場所に設置されているディーゼルエンジン用の燃料油(A重油)を貯蔵している地下タンク及び地下埋設配管について、消防法第14条3の2の規程に基づく点検・漏洩検査を本仕様書に基づき行うものである。

(業務場所)

第9条 業務場所は次の6機場とする。

- (1) 西羽束師排水機場 (京都市伏見区淀樋爪町634番地1 地内)
- (2) 新美豆排水機場 (京都市伏見区淀美豆1123番地 地内)
- (3) 新川排水機場 (京都市南区久世上久世町564番地2 地内)
- (4) 洲崎排水機場 (京都市南区上鳥羽塔ノ森東向町73番地1 地内)
- (5) 小栗栖排水機場 (京都市伏見区石田川向51番地の1 地内)
- (6) 納所排水機場 (京都市伏見区納所北城堀43番地 地内)

(履行期間)

第10条 契約日の翌日から令和9年2月19日まで

(施設概要 及び 前回点検日)

第11条 各業務場所の地下タンクの容量、数量、構造及び前回点検日(点検周期)は以下のとおりである。

- | | | | | |
|--------------|---------------|----|----------|----------------|
| (1) 西羽束師排水機場 | 25,000リットル×3基 | 構造 | 鋼製一重殻タンク | 令和7年10月24日(1年) |
| (2) 新美豆排水機場 | 10,000リットル×1基 | 構造 | SF二重殻タンク | 令和5年10月18日(3年) |
| (3) 新川排水機場 | 12,000リットル×2基 | 構造 | 鋼製一重殻タンク | 令和7年10月23日(1年) |
| (4) 洲崎排水機場 | 10,000リットル×1基 | 構造 | SF二重殻タンク | 令和7年10月22日(1年) |
| (5) 小栗栖排水機場 | 10,000リットル×1基 | 構造 | SF二重殻タンク | 令和7年10月22日(1年) |
| (6) 納所排水機場 | 15,000リットル×1基 | 構造 | SF二重殻タンク | 令和7年10月23日(1年) |

※各業務場所における点検・漏洩検査を点検期限が切れる日の属する月の1日から末日までに行うこと。

(作業時間等)

第12条 受注者は、労働時間の短縮の推進を図るため、原則として作業を、本市の休日を定める条例第1条第1項に定める日(以下「休日」という。)には行わないこと。

また、作業時間は午前9時から午後5時までとし、作業内容、作業工程の都合により、作業時間の延長又は、休日に作業を行う場合は、監督員と協議し指示を受けること。なお、休日は、検査及び施工の立会を行わない。

(試験方法)

第13条 漏洩検査は、下記の規程により実施すること。

- (1) 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示
(昭和49年5月1日自治省告示第99号 以降最新のものを適応する)
- (2) 地下貯蔵タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用上の指針について
(平成16年3月18日消防危第33号消防庁危険物保安室長通知 以降最新のものを適応する)

(特記事項)

第14条 業務委託は危険物を取扱うため、十分な安全対策をとること。

- 2 受注者は作業日報(書式は任意)を作成すること。
- 3 業務委託の履行に際して業務場所内の機器等を使用する場合には、事前に監督員の承諾を得ること。
- 4 受注者の責により業務場所内の機器等に損害を与えた場合にはすみやかに監督員に報告し、無償にて現状に復旧すること。
- 5 業務委託の履行の際、塗装が剥離した箇所には補修塗装を施すこと。